

第 37 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 22 日 (金) 午前 10 時 ~ 正午
- 2 場 所 市役所屋上階 P1 会議室
- 3 出席者 (大阪市人権施策推進審議会委員)
- ・伊藤良夏 ・大前藍子 ・川嶋広稔 ・鈴木暁子
 - ・高山直樹 ・辻川松子 ・(会長) 中井伊都子 ・西田芳正
 - ・堀野ひろこ ・前田修身 ・村木真紀 ・(会長代理) 山西美明
- (事務局)
- ・田丸市民局理事 ・山本ダイバーシティ推進室長
 - ・森人権企画課長 ・堀田多文化共生担当課長
 - ・古武共生社会づくり支援担当課長
 - ・藤田人権啓発・相談センター所長 ・姫野人権企画課長代理
- 4 議 題 (1) 大阪市人権行政推進計画に基づく平成 30 年度の取組みについて
- ア 「人権の視点! 100!」実行プログラムの取組みについて
 - イ 人権啓発の取組みについて
 - ウ 人権相談の取組みについて
 - エ 多文化共生の取組みについて
 - オ LGBT などの性的少数者にかかる取組みについて
- (2) 個別の課題について
- ア 拉致問題啓発について
 - イ パートナーシップ証明制度について
 - ウ 民間事業者向けの LGBT などの性的少数者に配慮した対応の手引きの作成について
- 5 報 告 第 7 回大阪市同和問題に関する有識者会議について

6 議 事

廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 37 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の廣原でございます。

まず、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開といたしてお

ります。なお、本日の審議会には報道関係者が来られており、審議会の様子をカメラ等も含めて取材されております。また、情報公開の観点から、本日の議事録・議事要旨につきましては、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手元に、第37回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしております。議事資料につきましては、「資料一覧」のとおりお配りしておりますので、その都度ご確認ください。本日出席いただいている委員の皆様につきましては、配席図の配付をもってご紹介とさせていただきます。なお、中川委員におかれましてはご欠席でございます。また、事務局につきましても紹介を省略させていただきます。それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の田丸から、ごあいさつ申し上げます。

田丸理事 皆様、おはようございます。市民局理事の田丸でございます。委員の皆様方におかれましては、本日はご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、人権施策の推進はもとより、市政の各般にわたりましてご理解、ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。

まずは、今週の月曜日、6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震により亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、多くの被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。委員の皆様方につきましてもお出ましにくい状況もあったかと思いますが、本日出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今日の人権課題を取り巻く情勢といたしましては、少子高齢化、核家族化の進行ですとか、地域のつながりの希薄化、こどもの貧困問題、インターネット・SNSなどの情報通信技術の進展、またLGBTなどの性的少数者への課題、ヘイトスピーチなど、さまざまな社会状況の変化がみられるなか人権課題も複雑・多様化してきております。こうした状況の中、本市におきましては、的確に人権諸課題に対応するため、市長を本部長とする人権行政推進本部のもと、この審議会でのご意見を賜りながら、全庁的な人権行政を進めておるところでございます。本日は次第にもございますように、人権行政推進計画に基づく平成30年度の取組みや、拉致問題の啓発、また今年度から施行を予定しておりますLGBT支援に係るパートナーシップ証明制度等につきまして、事務局からご説明させていただきご審議を賜りたいと思っております。

最後に、今年11月には2025年の万国博覧会の開催地が決定いたします。万博は大阪・関西の魅力の世界に向けて発信できる絶好の機会であり、大阪市としても国や府、誘致委員会、経済界とともに精力的に万博の誘致に取り組み、「大阪万博」の魅力を発信してまいりたいと考えております。こちらにつきましても皆様方のご理解、ご協力をいただくようお願いしまして、簡単でございますが開催にあたってのご挨拶といたします。本日はご審議のほどよろしく申し上げます。

廣原人権企画課担当係長 それでは、これより議事に入ります。以降の議事の進行につきましては、中井会長にお任せしたいと存じます。中井会長よろしくお願いたします。

中井会長 中井でございます。改めましておはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に「第37回大阪市人権施策推進審議会次第」がございますので、それに従いまして、議事を進めてまいります。まず、議題(1)大阪市人権行政推進計画に基づく平成30年度取組みについての「人権の視点!100!」実行プログラムの取組みについて、事務局よりご

報告をお願いします。

姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理の姫野です。「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みですが、平成21年2月に策定しました「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づきまして、各所属において毎年度、実行プログラムを策定、実施をし、日常業務の改善、見直しに取り組んでいるところでございます。プログラムの策定にあたりましては、行政運営における人権尊重の視点として6つの視点を踏まえて取り組むこととしており、1点目が正確にわかりやすくとした「伝える」こと、2点目が市民ニーズを的確に把握するため「聴く・知る」こと、3点目が誰もが参加しやすい環境整備の「備える」こと、4点目が市民の利便性の向上を図り行政サービスを推進する「支える」こと、5点目が市民と行政とが協働する「つながる」こと、最後6点目は本市が率先して社会的責任を果たす「務める」こととしております。資料の表につきましては、左側に昨年度の評価内容として、プログラム名称、実績、先ほど申し上げた6つの視点において強化できた項目及び評価できる点を掲載しており、右側には今年度の策定内容としたしましてプログラム名称、目標及び6つの視点で強化が期待できる項目について各所属の概略をとりまとめ一覧表にしたものでございます。

まずは区役所について、特徴的な事柄をご説明させていただきます。区役所につきましては、平成29年度は6つの視点のうち、備える（環境整備）と支える（市民サービス）の向上という点で16区役所が取り組み、一定の評価や効果が出ているところでございます。平成30年度取組目標につきましても昨年度の評価等もふまえて、障がい者や高齢者等に配慮したユニバーサルデザイン等による庁舎内外の案内表示やレイアウトの見直し、さらには接遇力強化に向けた市民サービス向上などがあげられております。その他、独自の取組みといたしましては、左側の番号表示で、5番目の中央区役所の業務における障がい者への「合理的配慮」を確認した職員割合を90%以上とすることや、裏面になりますけれども23番目の平野区の「こどもの貧困」について研修等を通じて全職員で情報共有を行う取組みがございまして。

次のページをご覧ください。局・室でございます。23番目の交通局は、本年4月の民営化に伴いまして3月末をもって本市の組織から外れたことにより、平成30年度の策定内容の記載はございません。これまで交通局では転落事故の防止に向けたホーム柵の設置などのハード対策、さらには人的サポートの強化と職員の接遇能力の向上などのソフト対策の取組みなどを展開してきました。今後の取組みにつきましても、ご期待申し上げたいと考えております。

局・室につきましては、これまでも職員の人権意識向上に向けた取組みに重きを置いておりました。その中でも平成30年度においては、LGBTや障がい者などの人権課題に対する理解促進に向け、ニュースレターやeラーニングの実施を複数回にわたって周知していくこととしております。独自の取組みといたしましては、5番目の危機管理室はホームページのコンテンツ内容を見直し、より地域に身近なものとなるよう地域の訓練やイベントなどの市民周知を図ること、さらには裏面の25番目の教育委員会事務局についてはユニバーサルデザインをめざしフロア全ての案内表示・表示の更新・拡充すること、また27番目の市会事務局につきましては、障がいのある方に配慮した議会環境づくりをめざして職員が疑似体験を行い所属内の環境を改善することとしております。報告は以上です。ご審議、よろしく願いいたします。

中井会長 ただいま、議題（1）の「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて

ご説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等いただければと思います。特にございませんでしょうか。それでは、事務局におかれましてはご説明のとおり、取り組んでいただきますようお願いいたします。引き続き議事を進めさせていただきます。議題(1)のイ、人権啓発の取組みについて、ウ、人権相談の取組みについて、事務局から一括でご説明をお願いし、その後、質疑と進めたいと思います。では、ご説明をお願いします。

藤田人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センター所長の藤田でございます。それでは、資料2-1に基づきまして、平成30年度大阪市人権啓発・相談センターにおけます啓発事業の取組みについてご説明をさせていただきます。

1ページの「地域密着型市民啓発事業」ですが、地域に根ざした啓発の担い手として活動いただいております人権啓発推進員、現在全市で777名の方をお願いしております、を、対象とした各種の研修でございまして、各区・地域におけます人権啓発の一翼を担うような人材の育成をめざす事業となっております。こちらは、平成30年4月より、新たに「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」を定めまして、本市の制度として創設いたしました。主な内容といたしましては、1点目としまして、行政委嘱として市長名によります委嘱状、2点目としまして定数について各小学校区におきまして1名以上の定数を各区長の権限で設定できるということ、3点目としまして人権啓発推進員としての役割は従前と変わりはないのですが大きく2つ、本市が行う人権啓発事業の運営その他市民に対する人権啓発に関する業務と、人権に関する問題又は市民からの相談を区役所その他の関係機関の相談窓口等に取り次いでいただく業務、これを本市で統一的に要綱に定めたこととでございます。あと平成30年度の取組みといたしましては、表にございますが現在、委託業者の選定中とございまして、大きな枠組みといたしましては表中の研修4つと人権教材の提供というところは従前と変わらないですけれども、委託業者が決定次第、実施していく予定としております。

次に2ページをご覧ください。「市民啓発広報事業」ですが、様々な媒体等を活用しまして、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものです。最初に「啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入」ですが、適宜、有効な資料等を購入いたしまして、配付、貸出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTをはじめとしたセクシュアル・ハラスメント、DVなど新たなジャンルも含め購入しております。平成29年度の貸出実績といたしましては、貸出し本数が1,117本、延べ58,130名の市民の方に視聴いただいております。次に人権啓発情報誌であります「大阪市人権だより KOKORO ねっと」ですが、昨年度に続きまして若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほか、ICTを活用いたしまして読者層のすそ野を広げるよう取り組んでまいります。年3回の発行といたしまして125か所の本市関係施設、あと140か所のOsakaMetroの地下鉄構内に配架をしております。ここで特に、平成29年度2月号ですが、小学生、高学年児童個人向けに「いじめ」を題材といたしまして、4ページの特別号として40,000部作成する予定としておりますが、これは、昨年度から新たな取組みといたしまして、約300校の小学6年生児童、約18,000人に配付をいたしまして、授業や課外活動の教材として活用していただきました。取組み状況といたしましては、アンケートに回答いただいた99校を分析した結果ですが、1つ目に道德の授業やホームルーム等で活用していただき、概ね「イラストが子どもにわかりやすかった」等、高評価をいただきました。割合で

いけば 90%ございました。また、児童はいじめへの理解が深まったかという問いに対しまして、「とても深まった」「概ね深まった」という回答が 86%ございました。しかし、少数でございますが「このようなリーフレットではいじめ問題が解決されるとは思えない」、「マイナス面を目立たせる資料は逆効果である」や、「もう少し下の学年に適しているように思いました」という学校からの意見もございました。あと、今後の小学校高学年に向けた人権課題として、多くの子どもが利用するようになってきたパソコンや携帯電話、スマートホン等の「インターネット、SNS 等を悪用した人権侵害」について、先生方の関心が高いという回答が 87%ございました。

次に 3 ページの「LGBT 等にかかる人権啓発広報事業」ですが、市内の中学校と協働いたしましてワークショップを開催し、LGBT などの性的少数者の人権とインターネットを悪用した人権侵害について参加者相互の認識や課題の共有を行い、人権意識を高めてまいります。そして、そのワークショップの様子を映像ソフト化して、本市施設で放映することにより、LGBT などの性的少数者の人権、またインターネットを悪用した人権侵害について市民啓発を行うものです。実施時期につきましては、現在、委託業者の選定中でございます、決定次第、実施していく予定としております。次に 4 ページの「参加・参画型事業」でございますが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としており、とりわけ人権への関心が低いと言われている若年層を対象に人権意識の醸成を図ることとしております。最初に「人権に関する作品募集事業」ですが、人権に関するキャッチコピーを募集しまして、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用してまいります。次に、「人権の花運動」、「Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業」ですが、こちらは本市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成いたします「人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会」の連携事業といたしまして、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されております。引き続き実施してまいります。次に 5 ページの「企業啓発推進事業」ですが、市内の企業・事業者等におけます人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となりますようテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大に繋げるものとしております。一昨年 12 月に公布・施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」、女性活躍、LGBT など今日的な人権課題をテーマとした講演会も実施してまいりました。次に、資料の 2 - 2 でございますが「区における人権啓発推進事業実施計画について」をご覧ください。こちらは全 24 区掲載してありまして、1 つずつご説明するのは省略させていただきますが、こちら各区内において 5 月の憲法週間、12 月の人権週間、1 月の「成人の日」など節目において、あと、区民まつりを活用しながら、ほぼ年間を通じて各区で様々な啓発事業に取り組んでおります。事業手法も、講演会、街頭啓発、映画会や研修会、セミナーなど集客性を高めるため、各区各地域の特性に応じて様々な工夫を凝らしております。

続きまして資料 3 をご覧ください。大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについてご説明いたします。相談事業は、事業委託により専門相談員を配置して実施しております。平日夜間だけでなく、日曜・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携いたしまして解決・支援等にあたるなど、相談者ニーズに応じた相談体制としております。相談方法につきましても、電話、面談、ファックス、手紙等ございましたが、平成 29 年度より電子メールによる相談を開始しております。2 の平成 30 年度の取組みですが、複雑多様化しております人権相談に対応いたしまして、実効性のある人権

侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図ります。また、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでまいります。まず、認知度向上に向けた取り組みでございますが、「当センターの存在を知っているか」という設問につきまして、平成 29 年度に実施しました市政モニター調査結果では 18.6% ございました。これは今年度 30% を目標として取り組んでまいります。また、「そのうち、人権侵害を受けた場合の相談先として当センターを選ぶか」といった有用性についての設問につきまして、同モニター調査では 46.6% ということでございました。今年度は 50% を目標として取り組んでまいります。具体の取り組みとしましては、アからオに記載しているとおりでございますが、特にイに記載しております全ての世代において利用率が高い LINE などの SNS を活用した情報発信といたしまして、LINE@ の新規登録 100 件以上を目標として取り組んでまいります。次に(3)区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取り組みといたしましては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催してまいります。次に(4)専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取り組みといたしましては、関係会議の開催によります体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じた NPO 団体等との連携の拡充を図ってまいります。続いて、3、平成 29 年度の相談実績についてご説明させていただきます。電話、面談によります実相談件数は 3,165 件となっております、ひと月平均で 264 件でございます。表にございますように、平成 27 年度からは年々減少している実績となっております。また、下の表に課題別で件数を掲げておりまして、総数で 3,987 件となっております。相談の実件数との差としましては、1 件の相談で複数の課題に関する相談があるため、実件数より 822 件多くなっています。課題別相談内容の主な特徴といたしましては、これは毎年こういった割合になっているのですが、「障がい者」に関する課題が 36.1% と最も多くありまして、内容につきましては「福祉サービス支援機関への不満」でございますとか「地域や家族から孤立しているなどの日常生活における様々な不安」による相談が多いとともに、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されたことに伴いまして、障がいのある方の課題意識が更に高まったことも要因の一つとして考えられます。「その他」の項目が 21.7% とありますが、これは、一方的なお話でありますとか無言電話等、相談内容の不明瞭なもの、行政に対する様々な不満や苦情も含んでいますため、件数が大きくなっております。あと 1 点、欄外に書いているのですが、「その他」のうちの「LGBT」が特に、平成 27 年度が 11 件、平成 28 年度が 10 件の相談でございましたが、平成 29 年度 23 件と増加しております。以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。ただいま人権啓発、人権相談の取り組みについてご説明をいただきました。この点につきましてご意見、ご質問を出していただければと思います。

高山委員 よろしいですか。

中井会長 お願いいたします。

高山委員 日頃、人権啓発・相談センターには企業の活動につきましても、いろいろご相談にのっていただきまして厚くお礼を申し上げます。私は、大阪市企業人権推進協議会という会の代表としても参っております。現在、最盛期 6,000 社の加入がございましたが、今は 3,000 社を割るという状況がございます。その 1 つの要因としまして、大阪市の協力が若干弱まっているのかなということがございます。一方、新規の参加者への案内状は上部団体である大阪府の人権協の

大阪府知事名の書面を持って挨拶に行くという状況でございます。今現在、府・市の連携と色々な課題が出ておりますが、この人権に関しましては大阪府知事の名前でご挨拶に行くのですが、大阪市の、人権啓発・相談センターのご協力はあるのですが、各区単位になってきますとその辺の協力が弱いという状況がございます。この辺に関しまして、人権啓発・相談センターの方から状況をご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

藤田人権啓発・相談センター所長 区の実践でございますね。区の実践につきましては、その啓発事業につきまして企業関係に関しましては、高山委員もご存知かと思いますが5ブロックに分けて、各区がその企業、その区におられます企業の単位で、その加盟する区が中心となって、自区の人権担当と各支部の企業とで講演会等取り組んでいただいているところでございます。あと、ご挨拶でございますが、各ブロックでは該当する区長の方でご挨拶しているところと、複数の区が加盟しておりますので、中央と北は区長がご挨拶する機会があったと記憶しておりますが、それ以外のところは複数の区が混在しておりますので、人権啓発・相談センターから市を代表してご挨拶をとという形にさせていただいていたと思います。

高山委員 一部の区ではですね、従前は事務を請け負ってくださっていたのが事務は企業ということと、あと会議室等の貸し出しもできないとかいう、そういう実務的な面での後退というのが見られる現状がございます。その辺はいかがでしょうか。

藤田人権啓発・相談センター所長 従前とおっしゃられるのがいつの時期かは明確ではないですけれども、各種団体と本市との関わりということでございますが、本来団体固有の事務につきましては、本市職員が関わることはできないということで、その辺が明確にされたのかなと。あと、会議室の利用につきましては、一団体としてということでございますので、通常の会議室の利用のルールに従って利用いただいているかと思えます。

中井会長 他いかがでしょうか。どうぞ。

鈴木委員 鈴木と申します。大阪の淀川、西淀川の多文化共生のNPOをやっており、今は大学で研究員をやっております。2つほどございます。1つは人権啓発の手法ですけれども、従来はやはり地域でそれぞれ、例えば当事者を呼んで講演会をするというのが一般的な形、他にもいろいろバリエーションあるかと思うのですけれども、当事者のお話を聞くということが代表的な形だったと思うのですけれども、やはり今、当事者が自分の名前を出してしゃべることが非常にセンシティブというか、特に若い層が、ヘイトスピーチに関連するのですけれども中学生、高校生がスピーチコンテストで、自分の名前を出してすると。それが画像に残ることに関して非常にいろいろなところからの攻撃を受けたりする時代になってきているかと思えます。そこでなんですけれども、こういった講演会形式、当事者を呼んでの講演会形式をもう少し広げていく方法があるのではないかなと思っております。もちろんヘイトスピーチに対しては何らかの形できちんと対処する、こちらでも審査会を作られておられると思うのですけれども、それとは別に各地域レベルでの人権啓発の手法をもう少し増やしていく方法があるのかなと思っております。1つは生野区まちづくりセンターが今、インドネシアの方をスタッフとして雇っておられまして、地域で多文化共生のポジティブなメッセージを発信していくような、地域で文化をつくっていくような取り組みをされています。今、都市農園の規制が緩和されて農地も自由に使えるようになってきておりますので、生野区ではそういった農業といいますか農業体験を通じて共生の文

化を作っていく取組みをされています。

もう1つ、これは海外の事例ですけど、スペインのバルセロナで、反うわさ戦略というアンティモアキャンペーンという、大阪市でも2、3年前におそらく市の担当者が呼ばれて講話されていたかと記憶しているのですが、要はポジティブなメッセージを市民レベルで発信していくということです。なかなか大変だとは思いますが、やはり行政と地域という二者間関係だけではなくて、いろいろなステークホルダー、アクターを巻き込んでいって、地域からポジティブな文化なりメッセージを発信していくという手法を、もう少し広げていったらどうかということが2点目になります。こちらも連携というキーワードとされていますけども、連携というキーワードで広げていかれたらどうかということが2点目です。

もう1つあるのですけれども、前の議題に関連するかもしれないのですけれども、人権啓発のナビゲーションということで PDCA サイクルに基づく進捗状況を大阪市でチェックされていると思うのですけれども、前回は申し上げたのですけれども、指標が非常に意識調査、定量的な調査に偏っているのではないかと感じておりまして、例えばもう少しアウトカムの、施策の成果の部分であったり、人権というのは相対的なものというより普遍的なものですので、意識調査がよかったから施策が進捗しているという見方もあると思うのですけれども、やはりその取組みに対する成果、アウトカムをしっかりと、次におそらく検討課題になると思うのですけれども、出されるといっても包括的に進めていかれる時の参考になるのではないかと感じておりまして、コメントとして述べさせていただきました。

中井会長 ありがとうございます。具体的にお答えいただくというよりは、重要なお提案、ご提言をいただいたと思いますので、ぜひご検討いただきまして人権啓発、人権相談の取組みに活かしていただきたいと思います。他に、どうぞ。

村木委員 虹色ダイバーシティの村木です。各部署が LGBT に関する取組みをされているということで、これは数年前から大きく変わっていったところだなと思っています。LGBT の問題に関しては国際的にどんどん言葉が変わってきていて、LGBT という特定の少数の人に対する問題というよりは SOGI、性的指向や性自認、みんなに関わる問題だという潮流になっています。また、性同一性障がいに関してももうすぐ言葉が変わる予定です。大阪市でも、国際的な潮流を見つつ、LGBT 当事者だけの話ではなくて、みんなに関わる話だということで、今後も継続的に取り組んでいくようお願いしたいと思います。要望になります。

中井会長 ありがとうございます。どうぞ。

堀野委員 公募委員の堀野と申します。LGBT の件で私もお伺いしたいことがありまして、今、小学校の PTA 役員をさせていただいているのですが、多分クラスに1人くらいの割合で LGBT の方がおられるのではないかと考えているのですが、小学校ですと男女きっちり分けてしまうことが多くて、今回この相談件数が10件程であったのが23件に増えているというところですが、そういった学生の相談、保護者が、学校で過ごしにくくしているのですとかそういったご相談などはこの中でありましたでしょうか。お分かりでしたらお教えいただけたらと思います。

中井会長 お答えをいただけますでしょうか。

藤田人権啓発・相談センター所長 相談の実績の中で当事者からの相談といたしましては、そういった自分のセクシュアリティの悩みの相談、あと家族からの相談というのもございます。今

おっしゃった小学生のお子さんが、もしそういう方がおられた場合に保護者がどうすればいいかという相談はございます。23 件のうち何件というところは今、手元にないですけれども。そういう時は啓発の資料でありますとか、支援団体を紹介して相談が解決できる方向に助言なり支援をさせていただいております。あと、企業にお勤めの方がトイレとか更衣室とか、そういうところが先ほどおっしゃったように男性用、女性用に分かれていますので、働く上で本人にとっては苦痛であるというような相談もございます。

中井会長 ありがとうございます。

大前委員 大阪 NPO センターの大前です。1 点お伺いしたいのと、もう 1 点ご提案です。1 点目が相談件数ですけれども、資料 3 の相談件数が平成 27 年度の 4,764 件から平成 29 年度には 3,165 件と、1,600 件近く減っていることをどのように分析しておられるのかを教えていただきたいと思っているのが 1 点。

それから、(3)の他機関との連携件数で、NPO との連携はまだまだとても少ないように感じています。村木委員、鈴木委員のように、かなり専門的な知識をお持ちの NPO ですか、そういった知見をお持ちであったり、相談対応できるようなネットワークをお持ちの方々もいらっしゃるかと思います。人権啓発・相談センターでワンストップ的に相談を受けられると思うのですが、そこからどこに繋げていくかによって、人権に関するお悩みですとか課題をお持ちの方が解決に向けてサポートしてくださる機関に繋がっていきけるのかなと思いますので、ぜひたくさん NPO と繋がっていただきたい。人権問題もどんどん変わっていく中で、我々、大阪 NPO センターにも多様な人権問題に関わる支援を行っている NPO の方々が組織の立ち上げですとか事業の展開の相談に来られますので、ぜひ当センターとも繋がっていただけてたくさん知っていただけたらと思いますし、相談に応じて、適切な NPO 等に繋がるように、もしくは鈴木委員がおっしゃった地域にもうまく繋がっていくようにご検討いただけたらと思います。

中井会長 ありがとうございます。1 つ目の相談件数の減少に関して、どう評価しておられますかというご質問ですがお願いします。

藤田人権啓発・相談センター所長 実件数がこれだけ減った要因でございしますが、私どもでは課題別で分析をしております、それに加え基本的に相談は匿名で来られますので、前年との比較というのが基本できないわけです。同じ方が例えば相談をされたとか、されなくなったというのはわかりませんので。まず課題別で分析していますのは、平成 27 年度から 28 年度につきまして、総数で 1 万 300 件程です。で、平成 29 年度は 4,000 件ですので 6,000 件ほど減っているのはなぜかというところですが、平成 27 年度から 28 年度で約 4,500 件減っております。その内訳が「障がい者」で 2,200 件減っております。多分、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法の成立に伴いまして、専門機関がかなり充実するよう法的に定められましたので、人権啓発・相談センターではなく直接、専門機関へ問い合わせや相談がいつているのではないかという推測でございます。「その他」で 680 件程、平成 27 年度から 28 年度で減っております。これは、平成 28 年度から大阪府から補助金が制度的にできたのですけど、その補助金の対象にならない相談というのがあるということで、ここで 680 件ほど減っております。あと、「生活」というところ、この表現は上から 5 つ目にあるのですけれども、こちらで平成 27 年度から 28 年度で 620 件減っております。これも、あくまでも相談を受けているのが委託事業者で、その相談員との分析結果ですけれ

ども頻回相談者がかなり減ったと。頻回相談者は1日に5~10回ぐらい相談に来られるので、相談員も話の中身と、話し方とか声である程度は特定する。そういった方の相談が減っているというのがございました。あと平成28年度から29年度につきまして、総数が1,800件ほど減っております。こちら「その他」で1,400件ほど減っております、こちら頻回相談者からの相談が大幅に減ったと聞いております。あと「女性」というカテゴリーで上から2個目にありますが、こちら200件ほど減ったと。これも女性活躍推進法が平成27年8月に制定されたのですが、その施行に伴って企業等の対応が、300人以上の従業員については義務化されたので、そういった雇用で働かれている女性の相談が減っているのではないかと推測しております。

中井会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

大前委員 先ほど、ご説明にあった課題別の分析で障がい者の相談が、専門機関ができることによってそちらに移行しているのではないかと推測されるというお話ですけれども、逆にそういった専門機関ができているのであれば、まだまだ1,440件と多くの相談がこちらに寄せられていると思うのです。そういった専門機関に直接繋がるような積極的な取組みを人権啓発・相談センターとして行っていただいて、それぞれの課題別で適切な機関に相談者が、一方で場合によってはたらい回しにされているというか、どこに相談したら適切な情報が得られるのかわからないと思わないように繋がりやすい仕組みづくりをぜひ行っていただけたらと思います。

中井会長 ありがとうございます。とても重要なご提案をたくさんいただきましたので、ぜひご検討の程よろしく申し上げます。

西田委員 人権だよりの「KOKOROねっと」についてです。前回の審議会で、小学生向けというものを教えていただき、その現物もいただきまして、大変重要な取組みだなと思いました。が、今年度も小学生向けに同じように、しかも同じ「いじめ」でやられるということなのですね。「いじめ」も非常に重要ですし、小学校児童向けも重要だと思いますので、この方向についてどうこうということではございませんが、市民向けの非常に重要なメディアであって、年3回が2回になってしまうわけですね。それは非常に大きな変更ではないかと思ひまして。小中学生向けには、別途学校で教育行政としてもやられているはずですし、市民向けの啓発メディアをより拡充する方向で検討するという考え方も必要なのではないかなと。いずれにせよ非常に大きな変更、今後もこのルーティンで続けるということであれば、現状の「KOKOROねっと」がどれくらい読まれているか、そういった実態把握も含めた上で検討いただければと思います。

その関連ですが、人権啓発・相談センターについて、その認知度を目標に設定されていますよね。やはり、私も実態としてどうなのかと。この意識調査の認知度が目標にされるというのは、あまりそれが主流、多くなるということも良くないなと。同趣旨の発言は何回かした覚えがありますが、それにしても、知っているというのが3割という目標そのものが、やはり実態としては非常に低すぎる設定ではないかと思ひます。市政モニターの2割しか現状はないということで、例えば全市民向けに新聞、チラシのような、こういったものが窓口としてあるということ、一度大々的に広報してみるとか、あるいはその困難を抱える人たちが立ち寄りそうな場所に重点的に情報周知の手がかりを置いておくとか、そういった戦略的な展開をして、この認知度が本当に相当高いところを目標に置くべきなのではないかと改めて思った次第です。

中井会長 ありがとうございます。後半はご提言ですが、前半の「KOKOROねっと」のことに

関しましてお願いいたします。

藤田人権啓発・相談センター所長 平成30年度、2月号につきましては今年度も「いじめ問題」ということで、昨年と同様の形で取り組もうと考えております。ただ昨年度、6年生を対象としまして、以前2月の時にもうちょっと低学年化、3年生とか4年生くらいからどうですかとご意見がありました。そこは教育委員会と相談をしていて、ただ学校の実態、先生方の意見もございまずので、そこはこの段階で何年生にするというのが明確に決められないところがございます。

それと西田委員がおっしゃる「KOKORO ねっと」の号数を減らすというのは誠に予算的に厳しいところがございます、3ページに書いています新たな取組みということでLGBTに係る啓発事業、こちらに予算的には割り振っているという言葉は悪いですが、啓発の中での取組みですので、1号減っている分がこちらに変わっているとご理解いただきたいと思います。

中井会長 ありがとうございます。また、ご検討いただきたいと思いますし、ぜひそういう方向にはあまり状態的に進まないようによろしく申し上げます。それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。議題(1)の工、多文化共生の取組みについて、ご説明をお願いします。

堀田多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の堀田でございます。資料4-1をご覧ください。多文化共生施策に関しましては、市政の各般にわたりますので、各所属、区役所において具体的な取組みを進めているところでございますけれども、本日は市民局における取組みのうち特徴的な事業を説明させていただきたく、おまとめさせていただいております。なお、資料4-2、4-3、平成29年12月末現在の外国人住民登録者数の表等につきましては、参考にお付けさせていただいたものですので、また後ほどご覧ください。

まず1点目、多言語や「やさしい日本語」での情報提供の取組みといたしましては、「大阪市の多言語資料一覧」や「やさしい日本語を使ったお知らせを集めたページ」による情報提供を、引き続き行ってまいります。現状といたしまして、大阪市ホームページにこれらの資料を掲載しておりますけれども、数多くの資料を大まかに分類して掲載しており、目的の資料を探しにくいものとなっております。目的別に整理するなど、より利用者が使いやすい、見やすい内容となるように工夫を図ってまいります。また、後ほどご説明させていただきますが、新たに、区役所の窓口でのさまざまな手続きについて、多言語や「やさしい日本語」で案内できるしおりを作成する取組みを現在、進めているところでございます。次に2点目といたしまして、多文化共生の場づくり・人づくり推進事業として2つの事業を挙げております。まず、外国籍住民と地域の日本人住民との情報交流の場といたしまして、地域の識字・日本語交流教室の活用を進めてまいります。現状といたしまして、前回ご紹介させていただきましたが、防災学習会ですとか外国籍住民向けアンケートによる現状把握を行っておりますが、更なる情報交流の促進を図るため、アンケートの結果を参考としながら、識字学級コーディネーター、あるいは日本語交流教室の関係者との連携を密にして進めてまいります。次に、多文化共生の取組みを主体的に進める人づくりといたしましては、「多文化共生サポーター」の養成と活動支援を進めてまいります。現状といたしまして、多文化共生をめぐる現状と課題、行政や民間の取組みについて学ぶ入門講座というものを開催し、講座修了者に対しましては助言や情報提供を行っておりますが、なかなか活動する場が少なく、修了者が学んだことの活用を十分にできていないことから、既存のボランティア活動などの情報提供を充実し、活動団体への仲介、橋渡しを行っていくこととしております。最後に3点目とい

たしまして、区等の支援として2つの事業を挙げております。まず、庁内会議となる多文化共生施策連絡会議及び同区役所部会において、多文化共生にかかる課題について検討を行ってまいります。現状といたしまして、区、局がそれぞれの課題認識に基づいて多文化共生に関する事業を実施しており、区・局間、区間の連携が十分取れているとは言えない状況でございます。具体的に個別課題として2つ挙げております。1つは先ほど説明させていただきました窓口業務における手続き案内の多言語化で、すでに「こども医療助成」、「ひとり親家庭医療助成」、「児童扶養手当」の3つの制度については、案内しおりの多言語化を進めているところでございます。もう1つの課題といたしましては災害時の外国人の支援について検討を進めてまいります。これらの課題につきまして、区・局間、区間の課題認識の共有化を図り、個別課題への具体的取組みを検討し実施してまいります。有識者の意見も聴取しながら、進めて行くこととしております。最後に、窓口での外国籍住民に対応する実務担当者向け研修として、トリオフォンの操作研修のほか、やさしい日本語での対応など外国籍住民に必要な住民サービスを学ぶ研修を実施してまいります。昨年度まで行っておりました講義形式の研修に加え、より実践的に、多くの職員が学べるように、新たに職場でのトリオフォン使用訓練を実施してまいります。資料記載の事業の説明としては以上となります。これ以外にも、日本語教育の課題ですとか、外国籍住民との交流や相互理解の課題など、対応すべき課題は多岐にわたり、地域、区、局で取組みを進めているところでございます。多文化共生の取組みについての説明は以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。それでは、議題(1)の工、多文化共生の取組みについて、ご意見、ご質問等、お出しいただければと思います。どうぞ。

川嶋委員 川嶋です。よろしくお願いたします。以前にも多文化共生の件で申し上げたことがあって、それは、私は東成区ですけれども、生野、東成区というところは特にこの2枚目の表にもあるとおり、韓国、朝鮮籍の方が非常に多いエリアでございまして、民族学級の話を以前にさせてもらったのですけれども、今回これは市民局事業だということで、多文化共生でいくと特に民族学級、民族クラブという点も非常に大きな課題になってきているのかなという気がしますので、その点もダイバーシティ推進室の方できちっと把握をいただきたいなと思います。特に、民族学級、民族クラブ、そして国際理解クラブというのがあったのを、最近国際クラブに統合をする、そんな施策があったのですが、その周知が十分になされていないというのと、ある日突然という感覚がどうしても地元ではありますので、あるところではそれを理由にこの民族学級を開催しなかったという小学校が実はありました。で、地元では大きな課題となっているのですけれども、この点にしっかりとダイバーシティ推進室としても目を向けていただかないと、そういう問題が起きてくるのかなと、広がっていくのかなという気がしています。で、民族学級、民族クラブ、国際理解クラブが国際クラブに統合される中で、英語を主体にしたという話だったのですが、そうではなくて、やはりそれぞれの民族的なルーツがあるという状況を踏まえて、当然この表を見ると、韓国朝鮮籍だけでなく、中国、ベトナム籍、こういうところも非常に増えてきておりますので、その辺についてのこともしっかりと把握をしていただきたいと思います。もう1つは、今これは多文化共生の第1世代と言いますか、1世の世代の感覚的な取組みだと思うのですけれども、これから2世の問題も必ず出てくると思うのです。ベトナム籍、中国籍、その他フィリピン籍も含めて、2世また3世という世代が出て来ると思うのです。その時に、その方々が自分の

ルーツについて、どういう民族的なルーツの自覚を、いろいろなそれこそ悩みも含めて出てくると思うので、そういう部分にもしっかりと目を向けていただきたいと思います。あと、別ですけども、先ほど始まる前に、鈴木委員ともお話していたのですけれども、先日の震災の時に私も新大阪駅におりましたけれども、行政はいろいろなところで災害の時には多言語でということではしておりますけれども、新大阪駅で放送を聞いていると日本語なのです。非常に混乱をしている場面も見受けられたので、その辺も行政として何か対策を考えて、いざという時に行政だけじゃなくて民間、例えば鉄道部分も含めて、どうしていくのかということも、今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。

中井会長 ありがとうございます。重要なお指摘、課題をいただきました。

村木委員 今回の震災対応、今まさにされているところだと思いますが、こういった多文化共生に関する防災に関する施策をやっていることが、どれだけ活きているのかの検証機会になるのではないかと思います。検証に関して、たぶん予算化されていないと思うのですが、ぜひなるべく早い機会に、今回どんな問題が起きたのか、また今後より施策を進めるにはどうしたらいいのか、調査研究をするべきではないかと思います。いかがでしょうか。

中井会長 ありがとうございます。お答えいただけますでしょうか。

堀田多文化共生担当課長 この震災が起こる前に、8月に有識者を招いて「自治体における防災」についての研修会、研究会をする予定としておりました。ただ、この地震が起きましたので、そのプログラムと言いますか内容、あるいはそれに先立ってすでに調査票も作成していただけたのですけれども、そういった内容も含めて調査票も改めてやっていく予定としております。

中井会長 ありがとうございます。どうぞ。

辻川委員 辻川でございます。川嶋委員と被るところがございますが、先だっただけの災害の時に、委員がおっしゃったように、日本語でアナウンスするという状況を、私も実感しております。これから国際化、万博開催を目指す中で、多文化の意識を向上させながら、いろいろな所に対応できる仕組みが必要だと思っております。合わせて企業から、今、高山委員からもお話がありましたように、区と企業との連携が若干薄くなっている中で、災害が起きた時に、企業にも随分、お世話になっていかなければならない状況にあると思うのです。その時に、人権の視点だけではなくて、様々な視点をネットワークで広げながら、災害にも強い大阪というところへ持っていただけたことが望ましいのではないかと思います。

中井会長 重要なお指摘だと思います。ありがとうございます。西田委員どうぞ。

西田委員 これも、同じことの繰り返しになるのですけれども、この問題、多文化共生の取組みという名称だと何か切迫感と言うか、非常に重要なニュアンスが欠落していくような思いがしてなりません。私が今、フィールドにしているところで、特定の国籍の人が非常に急増していると、それは住宅事情の背景があるわけですけれども、その地域の町内会の人、ほんとに地震が起きたらどうするのだという非常に切実な課題をお持ちです。最近、区役所にまいりまして、どの地域にどんな方が住んでいるのかを区役所で把握しているのかと伺いましたところ、それはなかなか出来ていないという話だったのです。それは私の誤解か、聞き違いなのかも知れませんが、区単位で、どの国籍の方がどれだけいらっしゃるかということ、それ以上にどこにどの文化を持った人たちが生活をされているのか、だから具体的にどのような課題がどのように生起してい

るのか、あるいは予想されるのかということ踏まえた上で、実効性のある取組みがなされるべきという、非常に切迫している課題だということが先日の地震でも起きたように思います。と言うことは、この審議会ではこういう捉え方で、別の市のセクションでそうした課題を把握し、検討するところがあるのだったら、それはそれでよいのですが、そうでないとすればもう少しここで踏み込んだ、まさにそれも人権課題だと思いますので、もっときちんとした実態把握、きめ細かい把握がまずは必要ではないかと思いました。以上です。

中井会長 ありがとうございます。

鈴木委員 よろしいでしょうか。2つほどありまして、1つは感想で、1つは質問ですけれども、まず、防災については、やはり生活者としての外国人という視点と、おそらく観光客としての外国人というのを分けて考える必要があるのではないかと感じておりまして、もちろん市民局が非常に限られた資源の中で精力的に事業を展開されているということは重々承知してはいるのですが、生活者としての視点というのが、いわゆる「やさしい日本語」という非常に爆発的に広がっていますので、これはこれで、いろいろなレベルで広げていかれるということも必要だと思います。一方で観光客の方というのは非日常の中に来られて、かつ非日常である地震に遭遇するわけです。ですので、危機管理のセクションを含めた形で、マスと言うか大量の方にどう瞬時に情報を届けるかということにアプローチが変わるのではないかとというのが、今回の地震を見て感じたところです。これは感想というかコメントになります。

もう1つは、先ほどの委員方の話とも重なるのですが、やはり市民局だけでは非常に限られた領域になってしまうところは感じておりまして、今回、全区と局との連携ということで、再三、おっしゃっているのですが、やはり、そこをもう少しオフィシャルなレベルに広げていく、大阪市、オール大阪としては外国人施策有識者会議が確か2014年以降、廃止なり休止にされているという状況ですので、区の課題を政策にあげていくという政策チャンネルがないという状況がずっと続いているわけです。その中で、おそらく過去最高であろう外国籍在留ヶ国数であったり、国籍がベトナム、中国と増えてきているという状況の中で、局を超えた、例えば福祉、それからこどもの教育、福祉でいうと多文化ソーシャルワーカーのような形での新しい発想の視点が必要になってくるのかなと思います。そういった、分野横断的な、市役所としての体制作りということと政策チャンネル作り、区独自でモデル事業をされるということもひとつだと思いますし、そういったレベルでの少し施策転換をしていただければと、現場を見ていて感じることです。これはもし何か動きがあれば、ぜひ教えていただきたいことになります。

中井会長 ありがとうございました。

大前委員 同じく、今回の災害に繋がることになるのですが、今、小学校区単位で地域活動協議会等が毎年、防災訓練を熱心にされていますが、その中で外国人の方が避難所に来られた際にどう対応するのかというところで、先ほど川嶋委員がおっしゃった、私も東成区ですとか生野区に関わっているのですが、すでに住んでおられる方が多い地域はそういった方が来られた時にどう対応するかというので訓練の中に取り入れてやっておられますが、鈴木委員もおっしゃるように、今、観光で来られる外国の方が増えて来て、おそらく災害時に民泊なんかも増えている中で、地域の小学校等の避難場所に外国人の方が来られるという可能性を、地域の方がすでに今回の災害があつて意識化されていると感じています。もし、今回のように災害にあつた

時に外国人観光客の方が来られたらどうしようと、これから恐らく地域の方々もそこに意識を向けて防災訓練等を実施していきたいという思いもお持ちですし、やはり災害時、行政だけではなくに対応しきれないところを地域の力を借りて一緒にそういった方々を受け入れていくことも必要と思いますので、今回のことをきっかけに地域で取り組まれている災害、防災訓練等にも、外国人の方々の災害時の支援の意識も視点も踏まえて、訓練をしていただくような連携をぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

中井会長 ありがとうございます。質問も出ていて、お答えいただかないといけないところもあるのでしょうけれど、もし具体的な組織横断的なものがありましたら、なんらかの形で教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議題を進めさせていただきます。議題(1)の才、「LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて」ご説明をお願いします。

姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理姫野です。資料5をご覧ください。昨年度は全市的な取組みを展開することといたしまして、職員研修や、市民・企業に対する啓発、さらには、当事者に配慮した取組みとして相談対応や申請書類等の性別記載の見直し、庁舎トイレ案内表示などを行ってきました。今年度は引き続き当事者が直面している課題の解消に向けて市役所内部の取組みを継続して進めることに加え、後ほどの個別議題としてあります、パートナーシップ証明制度の導入、民間企業向けのLGBTに配慮した取組みの手引きを作成・公表し、取組みを働きかけることや、積極的に取組みを展開している企業を顕彰するなど、社会全体で取組みが促進されるような施策を展開してまいりたいと考えております。まず1点目の理解促進に向けた取組みとして、まず職員の理解促進ですが、平成29年度の職員研修の結果を報告させていただきます。まず認知度ですが、係長級以下職員の平成30年度目標「全部知っている」は40%以上のところ、結果36.4%で4ポイントならず、「知らない」は10%以下のところ7.9%でこちらは達成となっています。また理解度の向上では「できる」+「ほぼできる」の目標が80%以上のところ73.6%で7ポイント不足、「できる」は20%以上のところ14.4%で6ポイント不足、管理職層につきましても21.4%と低率となっています。職員研修の結果につきましてはこの間、委員からも目標設定について、「正しく理解していないのに適切な対応が可能なのか」また「認知度の向上の目標数値40%以上よりも理解度の向上の目標数値80%以上の方が高いのはおかしい」とのご指摘を受けている点について、若干ご説明させていただきます。先ほどの「人権の視点!100!」の取組みでも区役所をはじめ接遇力の向上を掲げており、LGBTに特化した対応ということではなく、高齢者や障がいのある方など全ての来庁者に適切な窓口サービスの強化に取り組んでいることから、もともと「できる」、「ほぼできる」の割合が高い結果となっていると考えております。従いましてアンケート結果が高いにもかかわらず目標を下げることは難しいと考えておりますのでご理解賜りたいと思っております。今年度も職員に対して認知度、理解度のアンケート調査を実施しますが、今回の結果について、昨年3月に作成しました「LGBTに配慮した行政窓口での対応の手引き」をバージョンアップしながら、全職員や本市関連業務の委託事業者へ改めて周知をし、研修等で活用いただきながら目標達成にむけた理解促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民、企業に対する啓発ですが、本市ホームページ「LGBT支援サイト」におけます積極的な情報発信や各種イベントでの啓発、人権啓発推進員や企業への研修や情報提供を行ってま

いります。相談対応としては人権啓発・相談センターにおきまして4月から、第2、第4金曜日をLGBT強化相談日と設定をしております。

次に新たな取り組みとして、後に個別議題として説明させていただきます「パートナーシップ証明制度の開始」、「企業向け対応の手引き」の作成・公表、さらには、企業の取り組みを推進していくため、顕彰制度を構築して年度内には表彰と「LGBT支援サイト」等による広報・啓発を行ってまいりたいと考えております。また、前回の審議会で教育委員会の取り組みについて委員の方からご質問がありました。本日資料としてはご用意しておりませんが、現状等につきまして報告させていただきます。まず、学校現場におきましては、個々の児童生徒との丁寧な個別対応が中心となることから、研修を通じて教職員の理解を図ることが何よりも先ということで教育委員会事務局では、平成22年度から研修を継続して実施をしているところです。そうした中で、相談しやすい雰囲気を作ること、個別の話を丁寧に聞くことにより、様々な配慮を行うこと、授業によりLGBTに理解を深めていくことなどの取り組みを行っているところです。前回の審議会で資料をお示ししましたが、LGBTの児童生徒が在籍していると認識している学校につきましては、小中高445校ありますが、このうち50校ということで全体の11%となっております。配慮の例といたしましては児童生徒が「自認する性による制服・標準服を認める」、「更衣室」、「トイレ」での配慮が最も多く、次いで「宿泊行事での入浴」また「水泳の授業における水着」等の配慮ということになっております。学校におけます人権研修の項目は多岐にわたりますが、LGBTに関して積極的に取り組んでいる授業や、教職員研修に取り組んでいる事例も紹介しながら、教職員や児童生徒の理解の促進に向けて引き続き取り組んでいくと聞いております。また本年3月の市会において質疑にありました男女別の制服の対応でございますが、新たな取り組みといたしまして中高一貫校において男女の制服設定はあるものの、どちらも選択可能とした学校や、また女子用のスラックスを設定したり、リボンやネクタイを選択可能とした事例もあります。制服におけます今後の取り組みの方向性といたしましては、制服はLGBTに対して配慮したものということではなく、カミングアウトしなくても誰もが自由に選べる制服・標準服を目指すということからLGBT教職員研修の中でも制服・標準服について理解を深めていくと聞いております。

資料にお戻りください。最後に多目的トイレの案内表示に関わります「レインボー表示」の取り止めにつきましてご報告させていただきます。すでに「LGBT支援サイト」にも掲載済みであり、資料は同サイトから抜粋したものととなっておりますが、経過としましては、本年2月頃から市民局や区役所に対しまして、「市民の声」などによって、「性自認の問題であるのにも関わらず、性的マイノリティ全般を指すレインボーマークの表示には違和感がある」また「自分がLGBTと知られる恐れがある」など「レインボー表示の中止」を求めるご意見が寄せられまして、本市として当事者や有識者などのご意見も伺い「レインボー表示」のあり方について検討してまいりました。その結果、肯定的なご意見もある一方で「どなたでもご利用いただけます」の表示で十分であるなど、当事者にも様々なご意見があり、表示に違和感等を持つ方が存在している中で、あえて表示を続ける必要性がないため、本市といたしましては「レインボー表示」は取り止め、「どなたでもご利用いただけます」との趣旨の表示は行っていくことといたしまして、全区役所、全部局に対して通知をしたところでございます。以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。すでにこの件については、ご意見等をいただいているとこ

るですが、ここでさらに付け加えておくこと、もしありましたら。よろしいでしょうか。それでは、このように進めていただきますようお願いいたします。議題を進めさせていただきます。個別の課題についてということで、議題(2)のア、拉致問題啓発について説明をお願いします。

堀田多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の堀田でございます。拉致問題啓発について、資料6をご覧ください。拉致問題への対応につきましては、法律におきまして地方公共団体は国民世論の啓発に努めることとされていることから、大阪市におきましても拉致問題啓発の取り組みを行っているところでございます。なお、留意点といたしまして、啓発に取り組むにあたっては、学校や地域社会における分断・差別、ヘイトスピーチの契機とならないよう配慮しているところでございます。これまでの取り組みといたしまして、昨年度に実施した事業についてご説明させていただきます。

まず1つ目といたしまして、大阪では6年ぶりの開催となりましたが、今年2月に「拉致問題を考える国民の集い」を国、府、府内全市町村との共催で開催し、拉致被害者のご家族や支援団体から現状についてお話をいただきました。2つ目としまして、例年の取り組みといたしまして12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて様々な啓発事業を実施いたしました。市役所玄関ホールでのパネル展や、拉致問題のシンボル「ブルーリボン」にちなんだ「ブルーライトアップ」、JR大阪駅でブルーリボン・キャンペーンと題してミニコンサートの実施のほか、横田めぐみさんの話を中心に、拉致問題の経緯や被害者ご家族の活動などを描いたドキュメンタリー映画「めぐみ」の上映会を行いました。平成30年度の取り組みといたしましては、例年の取り組みに加えて啓発事業を実施する予定でございます。新たな取り組みといたしまして、2月に実施した「国民の集い」の内容について広く市民に知っていただくとともに、拉致問題についての理解を深めてもらうため、お手元にお配りさせていただきましたチラシを作成しまして、配布しております。4月より市内各施設にチラシを配架しているほか、5月には市内小中学校の児童・生徒を通じて各ご家庭へ持って帰っていただくとか、新聞へのチラシ折込みを行いました。今後は、各区で行われます「区民まつり」、「成人の日記念のつどい」などにおいてチラシを配布する予定となっております。その他、「啓発週間」にあわせた取り組みに加え、年間を通じて啓発を行ってまいります。市役所、区役所などに設置しているデジタルサイネージですとか、広報紙で啓発メッセージの発信を行うほか、市民セミナーの開催、区によっては区庁舎などでのパネル展示、区人権啓発推進協議会などで研修会の実施を予定しております。また、ドキュメンタリー映画「めぐみ」の上映会についても、7月ほか計3回実施してまいります。また、「拉致問題を考える国民の集い」は今年も実施してまいります。拉致問題につきましては、発生から40年以上が経過し、いまだ解決されておられません。大阪市においてもこの問題を風化させることのないよう、今後とも啓発を続けてまいります。拉致問題啓発についての説明は以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。本件につきましていかがでしょうか。昨今の国際情勢の急変で、問題が解決して、むしろ、こういう取り組みをしなくてもいいような日が一日でも早く来たらいいなと思います。よろしいでしょうか、進めさせていただきます。次、議題(2)のイ、「大阪市パートナーシップ証明制度について」、ご説明をお願いいたします。

森人権企画課長 人権企画課長の森でございます。パートナーシップ制度に関する検討の現状につきましてご説明差し上げます。3月に大阪市の会におきましてパートナーシップ制度導入の意

向をお示ししてから、先行他都市の情報収集を行いつつ、大阪市としての制度の検討を進めてまいりました。また、検討にあたりましては、多くの当事者、支援団体、有識者の方々から、あるいは自発的に、あるいはこちらから伺うといった形で、ご意見をいただいております。港区で開催しております当事者の方、支援者の方などによる「レインボーカフェ 3710(みなと)」に担当がお伺いした際にご意見をいただくことができました。また、支援団体や、大学教授、弁護士などからなる合同の要望書をいただきました。他 1 件の要望書を受けております。さらに、要望団体の方以外の観点からもご意見をいただけますよう、こうした要望書にお名前を連ねている方以外の方で、本市事業と繋がりのある当事者や有識者の方々にもお願いをいたしまして、制度導入にあたってのご意見を伺いました。こうして多くの方々から、また、さまざまなご意見をいただくことができましたので、これらを踏まえて取りまとめました内容についてご説明させていただきます。それでは資料 7 の「大阪市パートナーシップ宣誓証明について」をご覧ください。なお、ご参考に A3 サイズの資料としまして、政令市ですでにパートナーシップ制度を導入済である札幌市、福岡市の制度内容に関する資料をお付けしておりますので、適宜ご参照ください。

まず、第 1「証明する事項」についてです。「性的マイノリティ」の方々はその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な社会の実現に向けて、当事者からの申出に基づき「パートナーシップ関係」にある旨の宣誓をしたことを、市として証明することとしております。第 2「証明の対象者」についてです。こうした制度を、他都市が導入を始めたころは、「同性」パートナーシップ制度と言われておりましたけれども、トランスジェンダーの方でご自分の性自認どおりの戸籍となっていない方などもいらっしゃることに鑑みまして、札幌市、福岡市では、戸籍上の性が異なる人同士の関係も証明の対象とすることとされました。また、当事者の方や支援団体、有識者の方の中にも、「同性」という制限は設けないほうがよいとお声がありますので、本市におきましても、札幌市、福岡市と同様、異性のカップルであっても対象とすることといたしております。第 3「証明をするに当たっての当事者の要件」でございます。(1)「ともに成年者であること」ですが、他都市が 20 歳以上となっておりますが、ご存じの通り今国会で民法の改正法が成立しております、2022 年 4 月には成年が 18 歳、また、婚姻年齢も男女とも同じ 18 歳に統一され、未成年者の婚姻に関する親権者の同意規定はなくなるということでございます。このような情勢を踏まえまして、当初は 20 歳でスタートし、改正民法の施行と同時に 18 歳に引き下げとなるよう「成年者であること」とする案を作成いたしております。なお、改正民法施行までの間でも、親権者の同意のもとに 18 歳以上は認めるという案も検討はいたしましたが、当事者の方から、親権者の同意を要件とすることでカミングアウトを促しているようにも映るということで不要、というご意見をいただいております。一方、一部の有識者の方からは、親権者の同意がなくとも未成年者への証明を認めてよいのではないかとのご意見もありましたものの、このような証明書を条件に、夫婦と同様のサービス提供を認めている民間のサービスもあると考えますところ、未成年者のサービス利用行為が、後にパートナーシップ関係が親権者に知れた場合、親権者による取消し、いわゆる未成年者取消権の行使につながる可能性もあるとなりますと、民間事業者と当事者、親権者の間でのトラブルに発展することも懸念されますことから、やはり、自らの行為を自らの判断でなしうる成年者の年齢において、制度の対象とすることにいたしております。(2)の「少なくともいずれか一方が市民又は転入予定者

であること」でございますが、他の自治体はすべて両当事者とも住民あるいは住民になる予定者であることが必要とされております。しかし、婚姻制度におきましても両当事者の住所地が市町村をまたいで異なる例もございます。この制度におきましてもそのようなパートナーシップが存在する場合には、一方の当事者が大阪市民又はその予定者でありましたら、その方の関わるパートナーシップについては市民へのサービスとして本市として積極的に認めることがむしろ望ましいのではないかと考えまして、このような案といたしております。この点につきましては、当事者の方からも歓迎の声をいただいているところです。ただし、当該一方の当事者が大阪市民でなく転入予定者である場合は、例えば住宅入居予定を示す契約書ですとか、市内転入について、何らかの確からしさが認められる資料の提示を求めていくこととしております。(3)の「ともに配偶者がなく、かつ、当該当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと」につきましては、婚姻と同様、重婚のような関係については受け付けられないというものでございます。(4)の「婚姻をすることができない近親者(養親子等を除く。)同士の関係にないこと」ですが、親子や兄弟姉妹間などでの婚姻が認められていないことと同様に、パートナーシップについても、近親者については認めないこととするものです。ただし、札幌市や福岡市と同様、婚姻できないためやむなく養親子関係を結んでおられるパートナーの当事者が存在すると伺っておりますので、そのことに配慮いたしまして、このような養親子関係につきましてはパートナーシップ宣誓証明を出すこととしております。この点につきましては、当事者や支援団体、有識者の方々からご理解をいただけたところです。第4「宣誓の方法」につきましてですが、両当事者が先ほどの要件を満たしていることなど、所定の事項をそれぞれ自書した宣誓書に、必要書類を添付して提出いただきますが、当事者が自書することができない事情がある時は、この記載した内容で代筆も可としております。また、両当事者の本人確認につきましては、本人確認書類の提示を求めるなど、しっかりと行ってまいりたいと考えております。第5「証明の方法」ですが、宣誓をした当事者双方に対しまして、パートナーシップ宣誓書受領証を交付いたします。また、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の副本を交付いたします。当事者が副本ではなくコピーを希望される場合はコピーを交付いたします。「第3の要件充足を確認する署名部分を除く」とありますのは、第6「通称の使用」と合わせてご覧いただけたらと思いますけれども、トランスジェンダーの方で、例えば性自認が女性であるのに、身体の性が男性であるために男性に多いような名前を付けられ、本人がその使用を避けている場合など、氏名を使用し難い事情があると認める時につきましては、宣誓書及び受領証に、氏名に代えて通称を使用できることとすることとしております。一方で、宣誓書の裏面には本人確認の都合上本名を書いておりますので、当事者にお渡しする副本からは、本名の部分は除いてお渡しできるようにということとしているものです。第7「受領証の再交付」ですが、受領証の交付を受けた者が、当該受領証の紛失等の事情により受領証の再交付を希望する時は受領証を再交付いたします。この点につきましては、札幌市が再交付の期限として10年と区切りましたので、当方においてもその点につきまして有識者の方々などにご意見を伺いましたけれども、有識者の方から期限を区切ることにに対する疑問や懸念のご意見を多くいただいておりますことから、本市といたしましては、現時点では再交付について期限は設けないとする案とさせていただきます。この点につきましては、本市の文書保管のルールとの関係もございまして、今後調整が必要ではございますが、基本的にはできるだけ長い期間再交付に応じられる仕

組みをめざしてまいりたいと考えております。第8「受領証の返還」ですが、受領証の交付を受けた者が記載の要件に該当する時は、受領証の返還を求めるものとしております。有識者の方からは、特に死亡の場合など、返還を必要としないことも考えられるとのご意見も頂戴しましたが、法的効果がないとはいえ、市として公的な証明を行っているものでございますので、その観点から、一定の場合には返還をいただきたいとするものでございます。返還につきましては、札幌市や福岡市の制度にも規定をされてございます。第9「当事者のプライバシー保護」の観点から、証明に関する事務は、そのための設備が整っております大阪市人権啓発・相談センターにおいて行うこととしております。対象者の方は、証明書の発行を受けられても、なお生活を進めていく上で様々な課題、例えば偏見や差別を受けているといったことが考えられますので、そちらの相談の受け皿に人権啓発・相談センターを活用いただけたと思いますことから、人権全般についての相談を受け付けている人権啓発・相談センターでの対応というのが望ましいのではないかと考えております。第10「本市施策の推進に当たっての配慮規定の明記」でございしますが、本市施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するという趣旨の規定を制度要綱に明記することとしている案でございします。具体的な例といたしましては、3月の大阪市会でも指摘を受けておりますけれども、現在、都市整備局において検討を進めている大阪市営住宅へのパートナーの入居ができるかどうかということがございます。こうしたことを含め、本市施策において配慮できる点があれば、市民局としても当該所属に働きかけを行ってまいりたいと考えております。第11「制度の運用開始期日」でございします。本日この審議会でいただきましたご意見を踏まえ、本市におきまして早急に整理を図った上で、制度の要綱を制定し、制度を待っている方もいらっしゃるかと存じますので、可能であれば、来月7月の早いうちには導入を図ってまいりたいと考えております。第12「その他」ですけれども、受領証は、携帯しやすいよう、福岡市・札幌市がすでに採用しておりますカード型にまいります。この点につきましては、支援団体の要望もあったところですし、当事者の方々のご意見にもございました。また、裏面に提示を受けた方に配慮を要請するメッセージを記載するとともに、宣誓書及び受領証には、無地のほか、親しみやすい図柄入りのものを数種類作成し、当事者が任意に選択できるようにまいりたいと考えております。レインボーマークにつきましても、受領証に入れたい方には入れていただく。入れたくない方にはなしで、こういったスタイルを考えております。説明は以上でございします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中井会長 ありがとうございます。「パートナーシップ証明制度について」、ご説明いただきました。どうぞご意見、ご質問等お出しただけたらと思います。どうぞ。

村木委員 ありがとうございます。これは本当に多くの人の人生に影響するものだと思いますので、こういうのが大阪市で出来るというところに感激をしております。短い時間で、他の条例、要綱をよく研究してつくっていただいたものだなと思います。1点質問ですが、原案では「条例に基づき」という言葉が使われていたかと思うのですが、それは、要綱の方ではなくなってしまうのでしょうか。あと、恐らく要綱レベルの限界かなと思うのですが、渋谷区の条例の方では、違反した事業者に行政指導が出来るようになっていました。これがないと効力としてはどうしても弱くなってしまうと思います。なので、ぜひ今後の見直しの際には、より効力の高いものになるように工夫をいただきたいと思います。

森人権企画課長 今回お示ししております資料は骨子でございます。要綱につきましては、趣旨は変えませんが、文章につきましては当然、もう少し肉厚のものになってまいりまして、仕組みとしましては、今、委員から渋谷区の条例のようなスタイルというお話もございましたけれども、本市におきましては、要綱ということで進めたいと思いますし、考え方としまして、やはり大阪市は人権尊重の社会づくり条例がございます。条例に書かせていただいておりますことを踏まえてということでございますので、人権尊重の社会づくり条例の趣旨に基づいて行いますということで要綱には明記させていただきたいと考えております。

中井会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。それでは、ご説明の通り進めていただきますようお願いいたします。次の議題ですけれども、「民間事業者向けの LGBT などの性的少数者に配慮した対応の手引きの作成について」、ご説明をお願いします。

森人権企画課長 人権企画課長の森でございます。資料 8 をご覧いただきたいと思います。「民間事業者向けの LGBT などの性的少数者に配慮した対応の手引きの作成について」ということでございます。この間、パートナーシップ制度の導入と合わせましてこうした企業、民間事業者向けの手引き、こういったものも作成してまいりたいということで検討を進めてきたところでございます。標題の部分でございますが、仮称でございます。「LGBT などの性的少数者に配慮した取り組みガイドブック 誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して」ということで、本日はまだ作成の考え方、たたき台ということでございまして、こちらにつきまして委員の皆様のご意見をお伺いしました上で、具体的な案を深めていきたいと考えております。作成の趣旨でございますけれども、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、社会全体で進んでいる LGBT などの性的少数者への配慮、支援の動きをさらに後押しをする本市の施策といたしまして、パートナーシップ証明制度の導入とあわせ、民間事業者が性的少数者の方々に対して、どのような配慮、支援を行うことが考えられるのかを示し、民間事業者に対して周知、啓発などを行い、取組みを促していくということで、本ガイドブック（仮称）を作成するという、作成の趣旨についてはそのような考えを持っているところでございます。続きまして、このガイドブックの構成でございます。まず、前書きでございますが、これは、今説明申し上げました作成の趣旨ですとか、本市における LGBT などの性的少数者に対する施策の説明など、そういった内容がコンテンツになるのではないかと考えております。次ですが、性の多様性についての説明でございます。こうした、性の多様性につきましては、昨今、メディアなどでも多くの発信が行われ、だんだんと知る方が多くなっているかと存じますが、行政としまして、こういったものを作り出す際には、あまり知らない、あまり興味がなかったという方にも、分かっていたところからご説明をしていくということになってまいらうかと考えております。村木委員からも、先ほど指摘がありましたが、セクシュアルオリエンテーション&ジェンダーアイデンティティで「SOGI」ということでございました。こういった考え方をどの程度、ということも含めまして、検討してまいることになるかと考えてございます。その次に、「性的少数者の方々が抱えている課題」ということで、やはり様々なお困り事を抱えて生活をしていらっしゃる。もちろん、具体的な制度といったことでは、夫婦同様に扱ってもらえないということがそうですし、心無い偏見や差別、そういったものに触れたり、聞いたり、非常に苦しい思いをしながら生活をされていると。こういったことも読み手の方にはお伝えすることが必要ではないかと考えております。

ここまでが基礎編といった形でございます、次から民間事業者として性的少数者へ配慮・支援を行われることで生まれる効果として、民間事業者として性的少数者に配慮・支援を行うことで、実際にどのような意義があるのかといったことを記載する必要もあるのかと考えております。また、民間事業者による「性的少数者への配慮・支援として考えられる取組みの例」ということでもございまして、これは様々な取組みを自ら考案されて、すでに進められている民間事業者も多数いらっしゃると思いますので、これはあくまでも例だと思いますけれども記載してまいりたいと思います。その中で観点としましては、まず、商品やサービスの供給者としての事業者という観点があるかと存じますし、また、従業員の方を雇用とされている雇用主として、従業員の方の中に性的少数者の方がいらっしゃるということを踏まえた対応ということが考えられるだろうと。あるいは、社会の一員として、でございます。例えば、LGBTなどの性的少数者に関する取組みが社会で起こった時に、そういったところに企業として協賛をされたり、あるいは参画をされたり、そういったことで社会の一員としてこういった配慮・支援を進めていただくということも考えられるのではないかと考えてございます。また、こうしたことを記載した上で、民間事業者自らが取組みをこれによって自己点検できるチェックシートもご参考にお付けをするということも検討できるのではないかと考えております。あと、関係資料および参考文献ということで、この際にやはり企業と民間事業者の方によく知っておいていただきたい関係の資料ですとか、参考文献といったものを示すことも必要かと考えております。今、申し上げた構成につきましては、一定の流れがあるように説明をしておりますけれども、まだあくまで案の段階でございますので、構成がふさわしいかどうか、もっとこんな考え方があるのではないかとということも含めまして、本日はご意見を頂戴できたらと考えております。今後の進め方でございますけれども、ガイドブック（仮称）の完成までには、本日のこの審議会で意見聴取しました後、当事者へのご意見の聴取ですとか有識者へのご相談、こういったことを進めました上で、市において作成し公表してまいりたいと考えております。これは、パートナーシップ制度を合わせて検討を進めていることでもございますので、時期的にはやはり上半期中には形にできたらと、今のところは出来るかどうかということもありますけれども、頑張りたいと考えているところでございます。ガイドブック（仮称）が完成した後につきましては、このガイドブックの内容を民間事業者の方によく知っていただくという周知、啓発の取組みが続いてまいるかと考えてございますし、また、こうした取組みを積極的に展開される民間事業者を表彰していく取組みも考えているところでございます。このあたりにつきましても、できましたら今年度のうちに一定の形というものを作っていけたらと考えているところでございます。また、ガイドブックは一旦作りましても、先ほど村木委員からご指摘がございましたように、こうした問題についての社会の情勢、理解といったものも刻々と変わっていっていますということで、そうした変化に応じたガイドブックのバージョンアップ、これは基本的にはワンサイクル表彰までやって以降と考えておりますが、ただ、色々な事情が生じるかと思っておりますので、そういった事情が生じた場合には見直すということ、これは時期を問わずに適宜やってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。それではご意見ご質問等承りたいと思います。

村木委員 ハラスメントのない環境で働けるというのは、性的マイノリティに限らず当たり前のことです。今、LGBTに関してはとてもハラスメントが多い状況にあると思いますので、これ

に対して対処するというのは必要なことだと思います。1点、慎重になっていただきたいと思うところは、最近、求人しても全然人が集まらなくて、職場環境がそもそも悪いところで、LGBTでもいいから来てほしいみたいな感じのところがあります。LGBT施策だけやっているところがあるのかなと思っておりまして、他のマイノリティ施策、そもそも働きやすい職場なのかどうかも含めて、表彰などをする場合には慎重に判断していただければと思います。

中井会長 ありがとうございます。

鈴木委員 この行政が作るガイドラインという意味ということで、先ほど人権尊重の社会づくり条例というのをおっしゃっていたと思うのですが、その人権に対する考え方であったり理念を、おそらく最初に打ち出していかれると、もう少し幅広い領域の課題を網羅できるのかなと感じています。やはり、雇用の現場とか、サービス供給者とか、いろいろな場面が多岐に渡るので、このあたりは恐らくいろいろな方に意見を聞かれながら、もう少し具体的に詰めていかれると思うのですが、やっぱり人権というところを前文に理念として出して、ぜひ言っていただきたいなと考えています。以上です。

中井会長 ありがとうございます。どうぞ。

山西委員 パートナーシップ証明の制度の導入も含めて、大変前向きに取り組んでおられることについて、すごくいいなと感じております。このガイドブックの中で、構成についての中の4点目の民間事業者としての性的少数者への配慮・支援を行うことで生まれる効果ということ、この中身ですが、これは具体的にどういうことを書こうと考えておられるのか少し紹介してもらえれば。もちろん、それによって様々な人権に対する配慮が尊重される環境が生まれるのかということも書かれるとは思いますが、それ以外に何か特に考えておられるのか紹介していただければと思います。お願いいたします。

森人権企画課長 先ほどもいろいろな民間事業者の職場でいろいろな課題があるというお話もございましたと思いますが、いろいろな人権課題を放置したまま業務をされることによって様々なトラブルが発生していくと。こういったことになってまいりますと、結局その生産性ですとか、そういったことにも影響が出てくる。もちろん、例えば、そういったことで揉めて社内で裁判を抱えていますとか、あるいは人間関係がうまくいかなくなって業務が停滞していますとか、そういったことは民間事業者で事業を進めていただく上で、これは逆効果という格好になってくるのではないかと考えております。性的少数者の方々の存在を認識していただいた上で、社内のルールや仕組みを考えていただく。これは今まで余り認識がないから、社員が言ってこないから分からないし、いないだろうと勝手に考えてやっていることが、後々大きな問題を引き起こす可能性もありますよ、といったことも考えられるのではないかと、あるいは、サービスの内容などにつきましても、そういった少数者の方への配慮を欠いた製品を出したり、そうしたことによって受けるマイナスが考えられるかもしれませんし、逆によく考慮したものを出していけば、それは企業としての商品やサービスを使ってもらえるということに繋がって行くかもしれない。そういったことも含めました意義ということを書かせていただくことを、今のところ想定しております。こういったことということがございましたら、今も貴重なご意見をいただいておりますので、ぜひお聞かせいただければと考えております。

中井会長 ありがとうございます。まだまだ、これから様々な工程を経てガイドブックを作っ

ていただきますので、皆様のお気付きの点、ぜひ寄せていただければと思います。今日のところはよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは最後に報告事項でございます。

第7回の大阪市同和問題に関する有識者会議が開催されましたので、その概要を教えていただきたいと思ひます。お願いします。

古武共生社会づくり支援担当課長 共生社会づくり支援担当課長の古武でございます。資料9-1、第7回大阪市同和問題に関する有識者会議についてご報告させていただきます。この有識者会議は、同和問題に関する課題の解決に向け、幅広い方々からご意見をいただくことを目的として設置しております。それでは平成30年3月23日に開催いたしました第7回有識者会議につきまして、資料にそって説明させていただきます。

資料9-1でございます。まず、(1)大阪市における人権相談・啓発事業につきまして、人権啓発・相談センターから人権相談の取組みおよび人権啓発の取組みについての説明を行い、委員の方々から部落差別解消推進法を受けての今後の啓発についてや、相談体制等についてのアドバイスをいただいたところでございます。(2)国勢調査を活用した実態把握につきまして、調査結果の概要説明を行い、委員の方々からは旧対象地域に難易度、困難度の高い人が集中していることや、それがいわゆる対象地域だけではなく公営住宅地域などにも現れているといった感想や、この結果を今後の地域のまちづくりなどにどう活用していくのかといったご意見をいただきました。この国勢調査を活用した実態把握につきまして、調査結果の概要を説明させていただきます。資料9-2をご覧ください。この調査は平成28年度から29年度にかけて実施をいたしましたところでございます。まず、調査の目的ですが、本市におきましては平成14年3月の大阪市同和対策推進協議会の意見具申を踏まえまして、啓発や教育、就労などの残された課題の解決に向けて一般施策により取組みを進めてまいりました。この間、社会環境も大きく変化しまして、人口の流動化も進んできているこの状況にあることから、改めて実態を把握するために、国勢調査を活用した調査・分析を実施いたしました。調査項目はそこにあります5つの項目につきまして、平成12年と平成22年の国勢調査のデータを用いて調査・分析を行いました。調査方法はまず、旧同和対策事業対象地域の各項目の平成12年との経年比較と大阪市全体平均との比較分析、そして、大阪市全体の平均乖離地域と対象地域の比較分析を行いました。実施体制につきましては、プロジェクトチームを設置しまして、裏面にあります有識者の協力を得て実施いたしました。次に調査結果の概要でございますが、資料9-2の別紙をご覧ください。まず経年比較につきましては資料にありますような結果となり、9ページにまとめを掲載しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。対象地域では少子高齢化がより進行しまして、高齢単身世帯の比率が高くなっております。教育の状況では短大・大学等のいわゆる高等教育卒業者の割合が低い傾向が顕著でありまして、労働の状況では就業率が低く非正規雇用の割合が高い傾向がみられております。居住期間は10年未満の方が半数近くで、流動化が相当進展していると思われまひます。次に10ページをご覧ください。平均乖離地域との比較でございますが、まず平均乖離地域とは「ア」にありますように、表にあります6つの数の比率を算出しまして、その比率の下位10%もしくは上位10%に該当する地域をその変数の平均乖離地域と定義いたしました。この平均乖離地域の傾向としまして、公営住宅居住者の比率が高いことに相関関係があることがわかってきました。12ページにまとめがありますように、平均乖離地域は対象地域外にも広がっていることがわかりまして、公営住宅居住

者比率と課題の重なり度合いに相関関係を見出すことができております。このことから、対象地域と公営住宅居住者の状況がほぼ類似していることがうかがえるということがこの調査結果でわかったところです。以上簡単ではございますが、国勢調査を活用した実態把握の調査結果についての概要の報告をさせていただきました。別紙 2 につきましては、細かな表もつけさせていただいておりますので、また後ほどご覧いただければと思っております。

中井会長 ありがとうございます。ご質問等ありませんでしょうか。どうぞ。

川嶋委員 この調査は、部落差別解消推進法の第 6 条の調査ではない。

古武共生社会づくり支援担当課長 ではございません。

川嶋委員 では、大阪市が独自で実施したのですか。

古武共生社会づくり支援担当課長 そうです。部落差別解消推進法の第 6 条では、国が実態調査をすることになっておりまして、いわゆる地方自治体は国が実態調査をするのに協力をしていきますということになっておりまして、これは別の調査です。

川嶋委員 国では何かしようとしているのですか。全然ないのですか。

古武共生社会づくり支援担当課長 その情報は入って来ておりません。

川嶋委員 あと、この調査を受けて何か、例えば教育とか啓発のいろいろな施策にとか、そういう方向にはなるのですか。

古武共生社会づくり支援担当課長 特に今回の結果につきましては、各関係部局といいますが、大阪市の中にも、こういう結果が出ていますとお知らせをさせていただくのですけれど、その結果を受けて特別な何かをこれからしていくのかと、そういうことまでは考えておりません。

川嶋委員 わかりました。ありがとうございます。

中井会長 ありがとうございます。多くの議題をご用意いただきまして、たくさんのご意見ご提言をいただきました。時間の制限があるのが非常に残念なところですが、お気づきのことがありましたら、引き続き市民局にお寄せいただきたいと思います。また、検討課題とされましたこと、それから、お答えいただけなかったご質問につきましては、事務局でご検討いただきまして、後日ご報告いただけましたらと思いますので、よろしく願います。それでは、事務局にお返しします。

廣原人権企画課担当係長 多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。今回が現在の委員構成で最後の審議会となる予定ですので、市民局理事の田丸から一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。

田丸理事 長時間に渡り、真摯にご議論をいただきましてありがとうございます。本日いただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の人権行政を推進していく上でしっかり我々としても受け止め、踏まえた対応をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

先ほど司会からもございましたけれども、委員の皆様におかれましては任期がこの 10 月末ということでございます。これまでの年度前期、後期開催の例といたしますと本日が、突発的なことがなければ最後ということになります。委員の皆様におかれましてはこの任期中、何かとお忙しい中、多数のご意見またはご指導をいただきましてありがとうございました。今後とも、大阪市の人権行政につきまして、ご指導ご鞭撻を引き続きお願いしたいと思いますので、簡単ではご

ざいますが、この場をお借りしましてお礼、挨拶とさせてもらいたいと思います。

そして、また今日いろいろとご意見いただいた中で特に、震災の関係、非常に直近に起こったということで、いろいろなご指摘をいただきました。私どもといたしましても、これは市民局だけではなかなか対応できるものではないと考えておりました、関係局と連携を取りまして、合い携えて対応してまいりたいと考えております。それから、パートナーシップ制度や、ガイドブックの件につきましても、いろいろとご意見賜りましてありがとうございます。先ほど、委員からもございましたけれども、パートナーシップ制度については待ってられる方もいらっしゃるということで、私どもといたしましても早急にスタートできるよう頑張ってまいりたいと思っております。また、ガイドブックにつきましてもまだ考え方というレベルではございますけれども、また引き続きご意見等賜って、より良いものにしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。本当に委員の皆様方につきましては任期中、いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

廣原人権企画課担当係長 それでは、以上をもちまして、第37回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

終了